

児童館に遊びに 来ませんか

本市の児童館は、小松島市にお住まいの小学生なら誰でも自由に遊べる施設です。小学校の放課後にはランドセルを背負ったまま来館できます。みんなで楽しく参加できるイベントも行っています。

【利用申請】(令和5年度)

1月4日(水)～1月13日(金)

【申請書の配付場所】

泰地児童館(中郷町字桜馬場103-1) ☎ 333-1702、

中郷児童館(中郷町字加藤80-1) ☎ 38-1784)

【費用負担】児童館のご利用を希望される方は保護者会費(年間5千円)をお支払いください。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

32-2114 / FAX 32-3738

または、右記の各児童館まで。
※12月29日から1月3日は閑戸します。

令和4年分障害者控除対象者認定書交付のご案内

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けられている方へ

要介護認定を受けられている65歳以上の方は、申請により、「一定の要件のもと「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられます。確定申告などの際にこの認定書を提示することにより、障害者控除の適用を受けることができます。

なお、令和4年12月31日(令和4年中に亡くなった方は死亡日)時点において要介護認定を受けている方が対象です。(要支援1・2の方は対象となりません)。

(要支援1・2の方は対象となりません)。

（60歳以上は国民年金任意加入未満で一定の要件を満たす方は1万円）～6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも変更が可能です。

【申請に必要なもの】介護保険被保険者証

【申請受付】1月16日(月)から

市介護福祉課障がい福祉担当

(市役所1階⑨番窓口)

☎ 32-2279 / FAX 3

「農業者年金」に加入しませんか

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自ら積み立てていく「積立方式」です。所得税などの社会保険料控除や、一定の要件を満たす方には保険料が国庫補助されるといったメリットがあります。

加入対象者は、国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料の免除を受けておらず、年間60日以上農業に従事する20歳以上65歳未満の方です。

(60歳以上は国民年金任意加入未満で一定の要件を満たす方は1万円)～6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも変更が可能です。

（60歳以上は国民年金任意加入未満で一定の要件を満たす方は1万円）～6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも変更が可能です。

【お問い合わせ先】

市農業委員会事務局(市役所4階)
☎ 32-3810
Mail:nougyouinikai@city.komatsushima.jp

または最寄のJJA(農協)まで。



水道管の凍結にご注意ください

寒波により気温が低くなると、水道管内の水が凍結して、水が出なくなったり、水道管が破裂して漏水する可能性があります。

◎注意が必要なところ

水道管がむきだしになっていたり、日当たりが悪い場所や風当たりの強い場所は注意が必要です。

◎凍結の防止対策

水道管に保温材(布やタオルなど)を巻き付け保溫し、その上から濡れないようにビニールテープなどをかぶせてください。

夜間に蛇口から少量の水を出しておくことも有効です(水道料金が発生しますので、水の出しすぎには注意し、出した水はバケツなどに貯めて再利用することを推奨します)。

◎水道管が凍結したとき

自然に溶けるのを待つか、凍った場所にタオルなどをかけてから、ぬるま湯をゆっくりとかけてください。熱湯をかけると水道管が破裂する恐れがあります。

◎水道管が破裂したとき

メーターボックス内の止水栓を閉めて、水を止めたうえで、最寄りの指定給水装置工事事業者へ修理をご依頼ください(指定給水装置工事事業者については市ホームページをご参照ください)。

*給水装置は個人の所有物です。破損した場合の修理費用は自己負担となりますので、ご注意ください。

*空き家や長期間の不在の場合は、凍結防止や破損後の漏水を防ぐため、メーターボックス内の止水栓を閉めておくなどの対策をお願いします。

【お問い合わせ先】

市水道課

☎ 32-6188/FAX 35-0647

Mail:suidou@city.komatsushima.jp

